

日置地区まちづくり協議会規約

(目 的)

第1条 本会は、日置地区を、人に優しく豊かで住みやすい地域にするために、市と連携をはかりながら、その推進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会の名称は、日置地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を日置地区公民館内に置く。

(構 成)

第3条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 日置地区に居住する住民
- (2) 日置地区で活動する自治会、各種団体
- (3) 日置地区に所在する事業所
- (4) その他、会長が必要と認める者

(事 業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流・親睦に関する活動
- (2) 地域活性化に関する活動
- (3) 地域の防災に関する活動
- (4) 地域の福祉・育成に関する活動
- (5) 環境の保全に関する活動
- (6) その他目的達成のために必要な活動

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理 事 | 23名以内 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 会 計 | 1名 |
| (6) 監 事 | 2名 |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は協議会の運営を補佐する。
- (4) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (5) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員を選出)

- 第7条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。
- 2 事務局長、会計は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第9条 協議会の会議は、総会、役員会、木曜会、事業部会とする

(総会)

- 第10条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要があると認められた場合は、臨時総会を開催することが出来る。
- 2 総会は、会長が招集し議長となる。
 - 3 総会の議事は、出席者の過半数で決する。
 - 4 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 規約の変更に関する事。
 - (2) 協議会の事業計画、予算、事業報告、決算に関する事。
 - (3) 会長、副会長、理事及び監事の選出に関する事。
 - (4) その他、重要事項に関する事。

(役員会)

- 第11条 役員会は、役員をもって構成する。
- 2 第10条第2項の規定は、役員会の開催について準用する。
 - 3 役員会は、協議会の運営及び総会提案事項について協議する。
 - 4 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(木曜会)

- 第12条 木曜会は、会長、副会長、集落区長、有識者、事務局で構成する。
- 2 木曜会は、会長が招集する。
 - 3 地域の問題点を協議し、まちづくり協議会として取り組む事業について検討、提言を行う。

(事業部会)

第13条 協議会の事業を推進するために、次の部会を置く。

- (1) 防災部会
- (2) 環境部会
- (3) 福祉部会
- (4) 特産品部会

2 部会は、会員で構成する。

3 部会には、部会長及び副部会長をおく。

4 部会長及び副部会長は会員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し会務を総括するとともに、部会の議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。

7 部会は、必要に応じて部会長が召集する。

(会計)

第14条 協議会の経費は、地区負担金、助成金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が役員会に図り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年11月25日から施行する。

平成22年 5月17日から施行する。(一部改正)

平成23年 5月11日から施行する。(一部改正)

平成26年 4月18日から施行する。(一部改正)

平成27年 4月22日から施行する。(一部改正)

平成28年 5月12日から施行する。(一部改正)

平成30年 4月24日から施行する。(一部改正)